

介護保険 要介護認定・要支援認定申請書及び主治医意見書の様式変更について

令和7年11月20日付老発1120第2号厚生労働省老健局長通知「「要介護認定等の実施について」の一部改正について」により、要介護認定・要支援認定申請書及び介護保険主治医意見書の様式に一部変更がありました。これに伴い、本市の様式も変更となります。

1 様式変更書類

- (1) 介護保険 要介護認定・要支援認定申請書
- (2) 介護保険 主治医意見書

2 変更時期

令和8年4月1日から

3 主な変更点 (別紙「資料5-1 新旧対照表」参照)

- (1) 申請書
 - ア 同意欄の内容変更
- (2) 主治医意見書
 - ア 同意欄の削除
 - イ 文言の削除

4 留意事項

(1) 申請書について

今後、運用開始が予定されている介護情報基盤に格納される被保険者の介護情報等を介護事業所などの関係者が閲覧するためには、被保険者の包括的同意が必要です。今回、申請書に設ける同意欄で同意をいただくこととなります。

旧様式での申請をした場合には、受付可能ですが包括同意の取得はできないため、介護情報基盤での閲覧はできないこととなりますので、令和8年4月1日以降に申請代行をしていただく際には、必ず新様式をお使いいただく必要があります。変更後の様式は、小金井市HPよりダウンロード可能です。

なお、小金井市での介護情報基盤への連携は、令和9年2月25日を予定しています。

○申請代行ができる機関等

地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院

(2) 主治医意見書について

令和8年4月1日以降に市から依頼をする主治医意見書より、順次様式が変更となります。なお、当面の間は旧様式で主治医意見書を作成いただいても差支えありません。